

仕 様 書

仕様書番号 御建土第6維－8号

工 事 名 町道伏見157号線側溝改良工事

岐阜県建設工事共通仕様書を準用する。

特記仕様書 その1		下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることなので明示する。 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者（御嵩町）と協議し適切な措置を講ずるものとする。	
施工条件			
		明示事項	制約条件等
工 程	1	関連する別途発注工事あり	a 工種() b 予定()
	2	他機関協議による工程条件あり	a 工種() b 機関()
	3	その他	
用 地	1	用地補償物件撤去まで着工制限	a 区間() b 着工見込時期() c 内容()
	2	その他	a
公害対策	1	施工法の制限あり	a 騒音 b 振動 c 水質 d その他()
	2	事業損失防止に関する調査あり	a 調査の項目()
	3	その他	a 調査の項目()
安全対策	1	鉄道等の近接作業制限あり	a 工法制限あり b 作業時間制限あり
	②	交通整理員	Ⓐ 配置人員：総人員10名計上
	3	その他	a
工事用道路	1	一般道路(搬入路)の使用制限	a 搬入経路指定あり b 時間帯制限あり
	2	一般道路の占用	a 全面占用 b 片側占用 c 時間制限あり
	3	仮設道路の設置条件あり	a 一般交通供用あり b 安全施設必要() c 路面工 () d 工事完了後存続又は撤去()
	4	その他	a
仮 設 備	1	仮設物の指定又は一部指定	a 工種()
	2	仮設構造物の転用、兼用	a b 内容()
	3	その他	a
残土等産業 廃棄物関係 残土等産業 廃棄物関係	①	残土処理条件	Ⓐ 場所(有鬼岩土地) b 投棄料計上あり Ⓒ 運搬距離(13.0km以下) d 押土、整地必要
	②	産業廃棄物の処理条件	Ⓐ 種類(コンクリート殻(無筋)、アスファルト殻) Ⓑ 処分先・運搬距離(Co: 福田道路(株) L=16.0km以下)
			a 種類() b 処分先・運搬距離()
	③	提出書類あり	Ⓐ 再資源利用計画書・実施報告書 b マニフェスト調書写
	④	建設リサイクル法	a 該当あり (b) 該当なし
工事支障物件	5	その他	a 支障木伐採 運搬距離 L= km
	①	占用支障物件あり	Ⓐ 電気 b 電話 c 水道 d ガス e その他()
排水工関係	2	その他	
	1	濁水、湧水処理条件あり	a 方法()
通学路等	2	その他	
	1	通学路指定あり	a 指定学校() b 通学路変更の可否(可・否) d その他()
再生材使用 関 係	①	再生材使用指定あり	Ⓐ 種類(アスファルト再生合材・再生砕石)
そ の 他	1	現場発生材あり	a 品名() b 納入場所()
	2	支給材あり	a 品名() b 引渡し場所()
	3	イメージアップあり	a 仮設費() b 安全費() c 営繕費()
	4	盛土材等工事間流用あり	a 運搬方法() b 運搬距離()
	⑤	他機関との協議状況	a 協議済機関() Ⓑ 未協議機関(東邦ガスネットワーク(株)、中部電力パワーグリッド(株))
			・ 事前に周辺住民と調整を行い、迂回路、施工時期等について明確に説明した上で施工すること。また、施工計画に記載した施工時間を厳守すること。 ・ 低騒音、低振動型建設機械を使用し、周辺地域への環境保全に努めること。 ・ 工事施工範囲内の公共物及び私有物について、着工前に既破損部の確認写真等を残し、施工後に誤解が生じることがないようにすること。 ・ 境界杭等の復元が必要な場合は、復元後必ず所有者と立会い確認を得ること。 ・ 施工箇所の埋設物等について、再調査すること。 ・ 使用資材の仕様に注意すること。また監督員の指示により仕様変更する際に適切に対応すること。 ・ 民家に近接した施工であるため、周辺環境に十分配慮すること。

特記仕様書 その2

1. 妨害又は不当要求に対する通報義務

①受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

②受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、御嵩町に履行期間の延長変更を請求することができる。

2. 入札参加資格に関する事項

御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

3. その他

落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

4. 誓約書の提出

受注者は、暴力団関係者でないこと、暴力団関係者であるとの疑義が生じた場合に御嵩町が可児警察署に照会することに承諾し、確認できた情報を今後の契約等における身分確認に利用することに同意する旨の誓約書を契約締結時に提出すること。ただし、誓約書は一度提出されれば良いものとし、以後御嵩町と契約を行う場合は提出を不要とする。

御嵩町長と可児警察署長の間で締結された「御嵩町が行う事務事業から暴力団排除に関する合意書」（平成22年11月22日締結）に基づき、町が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除する措置をおこなっています。